

農林水産物等輸出促進メールマガジン

24 · 3 · 1 第133号

※ 農林水産省「輸出促進対策ホームページ」のアドレスが以下のとおり変更されました

【輸出促進対策ホームページ】

新アドレス

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

旧アドレス

<http://www.maff.go.jp/j/export/index.html>

※ 農林水産物・食品の輸出担当窓口について

農林水産物・食品の輸出に関するご相談・ご質問等については、農林水産省食料産業局輸出促進グループ（直通：03-3502-3408）で受け付けています。

また、「輸出促進窓口」を設けた。内閣府農林水産省は、この窓口を通じて、農林水産省の輸出担当窓口と連絡し、輸出促進策を実施する。
県は、この窓口を通じて、農林水産省の輸出担当窓口と連絡し、輸出促進策を実施する。

【農林水産物・食品の輸出担当窓口一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/export/meibo.html>

目 次

1. 「日本食品展in Hong Kong」の開催について
 2. 出品者募集
(ジェトロによる食品見本市「Summer Fancy Food Show 2012」の日本パビリオン)
 3. 「六次産業化法」に基づく事業計画の認定について（平成23年度第3回認定）
 4. マレーシアの輸入規制の変更について

1. 「日本食品展in Hong Kong」の開催について

農林水産省は、日本産農林水産物等の輸出促進を目的に、以下の日程で、香港において「日本食品展in Hong Kong」を開催します。

開催期間：平成24年3月2日（金）～4日（日）

會場：香港會議展覽中心 (Hong Kong Convention & Exhibition Centre)

所在地 : 1 Expo Drive, Wanchai, Hong Kong, China

この食品展では、出展者の商談成約を支援するためのバイヤー誘致、商談アレンジ等を行うとともに、現地消費者等に対する日本産農林水産物等の魅力等を訴求するためのクッキングデモンストレーションなど、一般消費者向けのPRイベントも実施し、日本産農林水産物等のイメージ回復を図る取り組みを行います。

PRイベントには福島県の「靈山太鼓」が、東日本大震災からの復興を世界にアピールするため出演します。

詳しくは、以下のプレスリリースをご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/press/sokyuos>

<http://www.matt.go.jp/press/shokusan/kaigai/120228.html>

ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）は、米国・ワシントンD.C.で開催される食品見本市「Summer Fancy Food Show 2012」に日本パビリオンを設置することとしており、出品者を募集しています。

詳しくは、以下の出品者募集URLをご参照の上、お申し込み下さい。

【出品者募集URL】

<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/20120130865-event>

会期：平成24年6月17日（日）～19日（火）
開催地：米国・ワシントンD.C.

会 場 : Walter E. Washington Convention Center
申込締切 : 平成24年3月21日(水)

※ Summer Fancy Food Showについて
約80カ国から約2,400社が出品する米国東海岸最大級の高級食材見本市
<http://www.specialtyfood.com/fancy-food-show/summer-fancy-food-show/>

※ ジェトロが出展支援を予定している海外展示会・商談会は、以下のホームページに掲載しています。
【展示会・商談会への出展支援】
<http://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list/foods.html>

※ その他、ジェトロでは、以下のホームページにおいて、農林水産物・食品の輸出に役立つ情報を提供しています。

【海外ビジネス情報 > 産業別 > 食品・農林水産物】
<http://www.jetro.go.jp/industry/foods/>

3. 「六次産業化法」に基づく事業計画の認定について（平成23年度第3回認定）

農林水産省は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」に基づき、申請された事業計画を平成24年2月29日に認定しました。

今回の認定件数は300件で、このうち、輸出への取り組みが含まれる事業計画は、以下の5件です。

【事業名（No. 都道府県・市町村名）】

- (1) トマトのジュース加工や販売開拓による経営改善事業（No.9 青森県中泊町）
- (2) 当園オリジナルいちご「美人姫」を活用した高濃度いちご果汁飲料の製造・販売事業（No.1 岐阜県羽島市）
- (3) 壱岐産養殖アワビを利用した煮貝など高付加価値化商品の加工・販売事業（No.10 長崎県壱岐市）
- (4) 鶏卵と鶏肉（親鶏）を利用した商品の加工・販売事業（No.13 熊本県宇城市）
- (5) 地域の特産品である不知火やその他の青果と加工品の新商品開発と輸出版売事業（No.15 熊本県玉東町）

認定を受けると、

- ・農業改良資金（無利子融資）の償還期間の延長等の特例
- ・加工・販売施設の整備等に対する補助
- ・ボランタリー・プランナーや6次産業化プランナーによるアドバイス等の支援を受けることが可能となります。

なお、引き続き申請を受け付けていますので、輸出に取り組む者におかれましても、ぜひご活用下さい。

詳しくは、以下のプレスリリースをご覧下さい。

【平成24年2月29日付けプレスリリース】
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/renkei/120229.html>

4. マレーシアの輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品については、全都道府県・食品を対象として日付証明及び産地証明を求められ、「福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県」の7県で収穫・加工された食品は、マレーシア側で全ロット検査の対象とされているところです。

今般、マレーシア保健省は、平成24年2月15日以降、「神奈川県」と「埼玉県」を全ロット検査の対象から解除することを決定しました。

なお、当該変更内容及びマレーシア向け輸出証明書の手続は、以下のホームページに掲載しています。

【東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について > マレーシア向け輸出証明書】
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#malaysia

発 行

[農林水産物等輸出促進メールマガジン]

発行：農林水産省
食料産業局 輸出促進グループ（産業連携課 海外展開・輸出促進室）
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
代表：03-3502-8111（内線4311）
直通：03-3502-3408
FAX：03-6738-6475
このメールマガジンに関するご意見・ご要望又は転載を希望する場合は、当グループまでお問い合わせ下さい。

本号及びバックナンバーは、以下の輸出促進対策ホームページに掲載しています。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_mailmaga/archive.html

お知り合いの方に「農林水産物等輸出促進メールマガジン」をご紹介下さい。
当メールマガジンの配信登録、配信変更及び配信解除等は、以下のホームページから手続することができます。
<http://www.maff.go.jp/pr/e-mag/index.html>